

# 自治体向けFAQ

## 【第17版】

平成31年2月13日

- ※ 本FAQは、自治体向けFAQ【第16版】にお示したものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(セルの網掛け及び備考欄に記載)
- ※ なお、この他、「公定価格に関するFAQ」、「子育て支援員研修事業FAQ」、「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインQ&A」も作成しておりますので、こちらも併せてご参照ください。

101 -2	利用定員設定の際の 手続き	第8次分権一括法に係る子ども・子育て支援法の改正により、同法第31条第3項の規定による利用定員の設定・変更時の市町村長から都道府県知事への「協議」が事後「届出」に変更されました。 他方、私立幼稚園について認可定員を超えた利用定員の設定を可能とする例外的な取扱いは、都道府県知事への事前協議を前提としています（「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日3府省通知）第3の1（2）エ）。このため、私立幼稚園については、引き続き一般的に利用定員の設定・変更にあたって都道府県知事への事前協議を必要としてよいでしょうか。	左記の取扱いの運用を可能とするために、「私立幼稚園については、市町村が例外的に認可定員を超えて利用定員を設定・変更しようとする場合には都道府県との事前協議を行う」といった取扱いをすることは差し支えありません。 他方、一般的に「私立幼稚園については必ず事前協議を必要とする」といった取扱いをすることは、地方分権の提案を踏まえた法改正の趣旨に沿わず、望ましくありません。	新規
102	利用定員の変更	定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。	客観的に実利用人員が減少しているなど、利用定員を引き下げることについての合理的な理由がある場合には、3月前に市町村長に届け出ることによって引き下げることも可能です。 その際、実利用人員を考慮して定員設定を行う必要があり、また現に当該施設・事業において教育・保育の提供を受けていた児童に対して、定員減少後も引き続き教育・保育の提供がなされるよう、他の施設・事業者等との連絡調整等を図ることが義務づけられている点に留意が必要です。	
103	利用定員の変更	利用定員の弾力化が恒常的に行われる場合など、利用定員の見直しが必要な場合、1号、2号、3号（0歳、1・2歳）の各区分の利用定員を見直しの対象として指導していくこととなるのでしょうか。1号と2・3号の2区分の利用定員を見直すのでしょうか。	それぞれの定員設定の区分ごとにそれぞれ利用児童数に応じた利用定員を設定することが基本ですが、とりわけ、施設型給付費等の単価設定を適正なものとする観点から、1号と2・3号の2区分での適正化を図る必要があります。	
103 -2	利用定員の変更	事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないことは可能ですか。 また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。	利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできません。 他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日3府省通知）第3の1（2）アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とこととされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当です。 その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。 また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第3の1（2）オ（イ）のとおり、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、法第32条又は第44条の規定による確認の変更を行う必要があります。	新規